

教育現場の対応

1 県立学校

(1) 平時の対応

感染予防対策	具体的な対応
日常の健康観察	発熱や咳等の症状の有無を確認する（健康観察表の提出や検温は必須としない）
換気の確保	可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う
手洗い等手指衛生の励行	こまめな手洗いを行う
清掃や消毒	日常の清掃活動により清潔な空間を保つ（清掃以外の特別な消毒作業は不要）
部活動の大会等への参加	主催者や競技団体等の作成するガイドラインを遵守する

(2) 感染者が増加した場合の対応

- ① 感染者が増加した場合には、活動の場面に応じて、身体的距離を確保したり、会話を控える等の対策を講じる。
- ② 部活動は専門家の助言等を踏まえた感染予防対策（令和5年3月24日付け保体第435号）を参考に活動する。
※詳細は、今後の国の衛生管理マニュアルの改定を踏まえ、改めて県立学校に通知するとともに市町村教育委員会に情報提供する。

2 私立学校

上記の県立学校の対応について、県内の私立学校に対して周知する。